

大阪市規則第71号

大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（条例第2条各号に掲げる事務等に係る手数料の免除）</p> <p>第9条 条例第2条各号及び第8条各号に掲げる事務で次に掲げるもの（第1号及び第3号から<u>第7号の3</u>までに掲げる事務にあっては、同条第3号に規定する民間通信端末機器を使用して申請された証明書の交付を除く。）については、条例第13条の規定により手数料を免除する。</p> <p>[(1)~(7) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(7の2)</u>・<u>(7の3)</u> [略]</p> <p>[(8)~(17) 略]</p> | <p>（条例第2条各号に掲げる事務等に係る手数料の免除）</p> <p>第9条 条例第2条各号及び第8条各号に掲げる事務で次に掲げるもの（第1号及び第3号から<u>第7号の4</u>までに掲げる事務にあっては、同条第3号に規定する民間通信端末機器を使用して申請された証明書の交付を除く。）については、条例第13条の規定により手数料を免除する。</p> <p>[(1)~(7) 同左]</p> <p><u>(7の2)</u> 大阪市老人医療費助成規則（昭和46年大阪市規則第101号）に基づく老人医療証の交付に係る市民税に関する証明</p> <p><u>(7の3)</u>・<u>(7の4)</u> [同左]</p> <p>[(8)~(17) 同左]</p> |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。